

千葉県在宅医療・介護連携支援センターについて

(千葉県在宅医療・介護連携推進事業)

千葉県在宅医療・介護連携支援センター

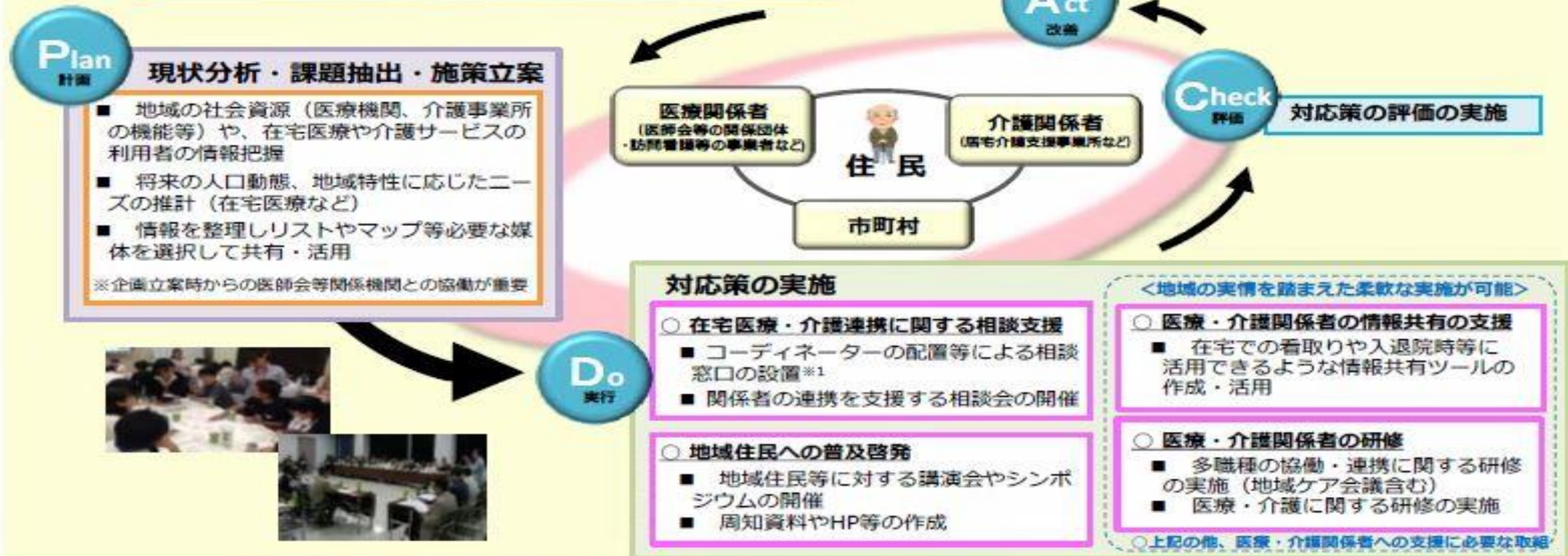
在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。
（※）在宅療養を支える関係機関の例
 - ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
 - ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
 - ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
 - ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
(看取りや認知症への対応を強化)

地域のめざすべき姿



＜市町村における庁内連携＞ 総合事業など他の地域支援事業との連携や、災害・救急時対応の検討

都道府県(保健所等)による支援

- 在宅医療・介護連携推進のための技術的支援
 - 分析に必要なデータの分析・活用の支援
 - 他市町村の取組事例の横展開
 - 市町村の実情に応じた資源や活動をコーディネートできる人材の育成
- 在宅医療・介護連携に関する関係市町村等の連携
 - 二次医療圏内にある市町村等及び二次医療圏をまたぐ広域連携が必要な事項について検討・支援
 - 都道府県の医療及び福祉の両部署の連携
 - 関係団体（都道府県医師会などの県単位の機関）との調整や、市町村が地域の関係団体と連携体制を構築する際の支援
- 地域医療構想・医療計画との整合

体制

(令和5年4月現在)

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

千葉市

所長

主査

(元・主任介護支援専門員)

主任薬剤師

(薬剤師)

業務委託

- ・相談支援
 - ・資源調査
 - ・連携推進
 - ・進捗管理
- 等

千葉市保健医療事業団

在宅医療・介護連携支援室

室長
(看護師)

主査
(看護師)

在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない医療・介護サービス提供体制の構築

(医療・介護連携が必要な4つの場面)

日常療養支援

入退院支援

災害等

人生の最終段階

情報収集
情報提供

課題抽出
政策提言

相談支援

対応力向上・普及啓発

庁内・他
自治体との
連携

医療・介護資源情報管理システム

実態調査・アンケート

在宅医療推進連絡協議会

多職種連携会議

各専門職・団体との連携会議

相談機能強化
(コーディネーター増員)

在宅医療・介護連携支援センターの運営

訪問医師増強研修

訪問ST増強・連携促進事業

あんしん等研修開催支援

在宅医療介護対応薬剤師研修

医・歯・薬認知症研修

ACW意思決定支援の手引き

市民向け講演会・シンポジウムの開催及び
支援

地域共生社会推進事業部

近隣市連絡会議